

# 新潟市の地域特性 及び 合併から分権型政令市に 向けた取組



<b>1 新潟市の地域特性</b> .....	<b>3</b>
(1)新潟市の地域特性 .....	4
(2)広域合併・政令指定都市移行 .....	5
(3)大農業都市 .....	6
(4)拠点性 .....	7
(5)地域力・市民力 .....	8
<b>2 合併から政令市へ</b> .....	<b>9</b>
(1)広域合併の概要 .....	10
(2)政令市への移行 .....	13
(3)行政区の基本的な考え方 .....	16
(4)区役所と市役所の主な組織の対応関係 .....	17
(5)各区における主な機関の設置状況 .....	18
(6)区長への分権 .....	19
(7)住民自治の確立 .....	20
<b>3 分権型政令市へ向けた取組</b> .....	<b>21</b>
(1)政令市移行後5年の検証 .....	22
(2)本市にふさわしい自治の実現に向けて .....	24
(3)自治の深化に向けた制度の選択肢・優先順位の提示 .....	25
(4)自治の深化に向けた取組 .....	27
①区役所の権限・組織 .....	29
②区民との協働 .....	30
③教育委員会 .....	33

# 新潟市の地域特性

---



- 近隣14市町村との広域合併を経て、本州日本海側初の政令指定都市へ移行。
- 国内最大の水田面積を持つ大農業都市。
- 江戸時代からの物流拠点「新潟湊」の機能。開港5港の一つとしての拠点性。
- 江戸時代から新潟にある「自治・自主・自立」の気風に根ざした地域力・市民力。



## ■ 平成の大合併(平成13～17年)により新・新潟市誕生。

新潟市・黒埼町・新津市・白根市・豊栄市・小須戸町・横越町・  
亀田町・岩室村・西川町・味方村・潟東村・月潟村・中之口村・巻町

## ■ 平成19年，本州日本海側初の政令指定都市へ移行。

人口：81万人。面積：726 km<sup>2</sup>。職員：7,800人。

## ■ 8つの行政区を設置。

北区，東区，中央区，江南区，秋葉区，南区，西区，西蒲区



## ■ 水田耕地面積，水稻収穫量，米産出額，認定農業者数 全国第1位。

- 新潟市水田耕地面積：28,600ha（H24耕地面積統計調査）
- 新潟市水稻収穫量：146,600t（H24作況調査）
- 新潟市米産出額：371億円（H18）
- 新潟市認定農業者数：3,122人（H25）

## ■ 食料自給率 政令市中第1位。

- 新潟市食料自給率：63%（H17） ※カロリーベース

## ■ 水稻，だいこん，かぶ，ねぎ，すいか，枝豆，レタス，梨， もも，ぶどう，チューリップの出荷量 新潟県内第1位。



■ **物流・エネルギー基地である日本海側の国際拠点港湾・総合的拠点港「新潟港」。**

**本州日本海側貨物取扱量 全国第1位。**

○ 新潟港における貨物取扱量：36,013千F/T（H23港湾調査）

■ **高速道路の結節点（関越道・北陸道・磐越道・日東道）。**  
**高速道路延長 政令市中第1位。**

○ 新潟市高速道路延長：61.2km（H24大都市比較統計年表）

■ **東アジアと直結する国際空港「新潟空港」。**

■ **上越新幹線により首都圏に2時間で直結。**

■ **3.11大震災時、最大の救援拠点として機能。**



## ■ 自治会加入率 政令市中第2位。

- 新潟市自治会加入率：93.1%（H25指定都市地域振興主管者連絡会議資料）

## ■ 1世帯当たり人員は減少傾向にあるものの、全国平均を上回っている。

- 新潟市1世帯当たり人員：  
3.37人（S60国勢調査） → 2.60人（H22国勢調査）
- 全国1世帯当たり人員：  
3.19人（S60国勢調査） → 2.46人（H22国勢調査）

## ■ 年々上昇する自主防災組織結成率。

- 新潟市自主防災組織結成率：  
50.0%（H18） → 82.7%（H24）



# 合併から政令市へ

---



## ■ 広域合併の概要

平成13年 1月 黒埼町と合併

平成17年 3月 12市町村との大合併

新津市・白根市・豊栄市・小須戸町・  
横越町・亀田町・岩室村・西川町・  
味方村・潟東村・月潟村・中之口村

平成17年10月 巻町と合併



人口：**50万人→81万人**  
面積：**200km<sup>2</sup>→726km<sup>2</sup>**  
職員：**5,200人→7,800人**



## ■ 広域合併の概要

市町村	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	職員数(人)	議員定数(人)
新潟市 (黒埼町)	527,324	231.91	5,198	52
新津市	65,860	78.28	526	26
白根市	40,012	77.06	398	22
豊栄市	48,997	76.85	501	22
小須戸町	10,454	16.91	114	16
横越町	10,795	23.62	115	18
亀田町	32,061	16.82	287	22
岩室村	10,042	36.11	122	16
西川町	12,365	24.76	90	20
味方村	4,805	14.44	58	14
潟東村	6,454	23.96	63	16
月潟村	3,831	9.04	58	14
中之口村	6,483	20.16	90	16
巻町	29,486	76.14	407	20

※人口、面積：平成12年国勢調査数値、職員数：平成16年4月1日現在、議員定数：平成16年12月31日現在。





# 合併から政令市へ

## ■ 政令市への移行

2007年4月

本州日本海側初の  
政令指定都市に移行

8つの行政区が誕生





## ■ 政令市への移行

### ■ 旧市町村と区の構成





## ■ 政令市への移行

### ■ 旧市町村と区の構成

構成	区	区を構成する旧市町村	区割りの考え方	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )
旧新潟市の分割	東区	新潟市	信濃川以東で古くからの中心地から東側に伸展した市街地のまとまり	139,565	38.77
	中央区	新潟市	古くからの中心地である中央地区及び沼垂地区に加え、市の中心部としての一体性を考慮し、県庁周辺の鳥屋野地区、山潟地区を含めた	179,784	37.42
旧新潟市の一部と合併旧市町村	北区	新潟市、豊栄市、横越町の一部	阿賀野川以北の旧北蒲原郡としての歴史的沿革・地縁的なつながり	78,173	107.92
	江南区	新潟市、横越町、亀田町	亀田郷という歴史的・地縁的なつながり	67,353	75.46
	西区	新潟市、黒埼町、巻町の一部	信濃川及び関屋分水路以西の区域で、JR越後線や国道116号線などの道路のつながり	160,910	93.81
合併旧市町村の集合	秋葉区	新津市、小須戸町	小阿賀野川以南の信濃川と阿賀野川に囲まれた区域で、JR信越本線や国道403号などの道路のつながり	77,050	95.38
	南区	白根市、味方村、月潟村	中ノ口川沿線の西蒲原地域と「白根郷」の結びつき	48,054	100.83
	西蒲区	岩室村、西川町、潟東村、中之口村、巻町	西蒲原地域としてのまとまりとJR越後線や国道116号線などの道路のつながり	62,958	176.51

(注)8区とした主な理由(新潟市行政区画審議会答申)

①地域のつながりを尊重し、コミュニティの力を活かす、②住民自らが属する行政区を身近に感じられる距離の範囲

出典:新潟市都市政策研究所「研究活動報告書2012」



## ■ 行政区の基本的な考え方

### 「大きな区役所」と「小さな市役所」

行財政の効率化を土台として、

- 市民の大きな安心感と利便性につながる「必要な裁量権を持つ身近な区役所」
- 都市間競争に打ち勝つ戦略性を備えた「専門性・先見性を持つ小さな市役所」

#### 大きな区役所

- 区民の意見・要望を区の施策に反映  
⇒ 企画政策部門の設置
- 区役所が独自に考え判断  
⇒ 組織・人事・予算の区長権限強化
- 区民の利便性向上  
⇒ 大括りな組織によるワンストップサービス
- 区民の要望に即応  
⇒ 産業・建設部門等のある大区役所制

#### 小さな市役所

- 都市間競争を勝ち抜く戦略本部機能  
⇒ 全市的な企画等に特化
- 戦略的な政策決定の迅速化  
⇒ 組織のフラット化(局制の廃止)
- 区のバックアップ機能  
⇒ カウンターパートの明確化





## 区役所と市役所の主な組織の対応関係

区役所組織	本庁組織(内部部局)	本庁組織(機関)	主な担当分野
地域課	地域・魅力創造部	東京事務所	総合計画, 政策調整, 特命事項, 広報
	文化観光・スポーツ部	美術館	文化政策, 観光政策, スポーツ振興
区民生活課	市民生活部	消費・パスポートセンター	区政推進, 協働, 住民基本台帳, 戸籍, 消費生活
	環境部	清掃センター	環境保全, 廃棄物処理
健康福祉課	福祉部	児童相談所	社会福祉, 介護保険, 国民健康保険
	保健衛生部	保健所	保健衛生
産業振興課	経済部	航空産業支援センター	産業政策, 商業振興, 企業誘致, 雇用対策
	農林水産部	中央卸売市場	農業, 林業, 水産業
建設課(※1)	都市政策部	駅周辺整備事務所	都市計画, 市街地開発, 交通, 都市景観, 港湾, 空港
	建築部		住環境, 建築指導, 公共建築
	土木部	東・西土木事務所	道路, 公園
総務課	危機管理防災局		危機管理, 防災
	総務部	職員研修所	庁舎管理, 組織, 人事, 法務, IT推進
(税務課 ※2)	財務部	市税事務所	予算, 契約, 用地取得, 財産管理, 税務
(下水道課 ※3)	下水道部	東・西下水道事務所	下水道
—	教育委員会	公民館, 教育支援センター	教育

※1:平成21年度より, 本庁より業務移管(市道・公園の維持)。平成24年度より, 本庁より業務移管(市道・公園の整備)。

※2:平成24年度より, 廃止。本庁組織(市税事務所)へ再編。 ※3:平成27年度より, 廃止。本庁組織へ再編。



## ■ 各区における主な機関の設置状況

区役所	出張所	連絡所・行政サービスコーナー
北区(旧豊栄市役所)	北出張所(旧新潟市地区事務所)	南浜連絡所 濁川連絡所 早通連絡所
東区(旧新潟市地区事務所)※	石山出張所(旧新潟市地区事務所)	大形連絡所 山の下行政サービスコーナー
中央区(新潟市役所内)	東出張所(旧新潟市地区事務所) 南出張所(旧新潟市地区事務所)	入舟連絡所 関屋行政サービスコーナー
江南区(旧亀田町役場)	横越出張所(旧横越町役場)	曾野木連絡所 両川連絡所 大江山連絡所 亀田行政サービスコーナー
秋葉区(旧新津市役所)	小須戸出張所(旧小須戸町役場)	新津行政サービスコーナー
南区(旧白根市役所)	味方出張所(旧味方村役場) 月潟出張所(旧月潟村役場)	—
西区(旧新潟市地区事務所)	西出張所(旧新潟市地区事務所) 黒埼出張所(旧黒埼町役場)	赤塚連絡所 中野小屋連絡所
西蒲区(旧巻町役場)	岩室出張所(旧岩室村役場) 西川出張所(旧西川町役場) 潟東出張所(旧潟東村役場) 中之口出張所(旧中之口村役場)	—

※東区役所は、平成23年10月、現在の場所(旧商業施設)へ移転しています。



## ■ 区長への分権

### 1 組織編成権と人事権

- 区役所内部の課未満の組織編成と人事異動の権限を区長に付与。

### 2 予算(区本配当予算を充実)

- 区役所が市民の声に迅速かつ柔軟に対応することができよう、本庁の所管部署を通さず直接区役所に配分する予算を充実。

18年度：1,396百万円(対予算総額 0.5%) → 19年度：17,323百万円(対予算総額 5.2%)

#### 【新たな予算制度の創設】

##### ■ 特色ある区づくり予算

- 区の伝統、風土を守り育てる取組や区の課題解決に向けた取組など特色ある区づくりに向けた取組については、区役所が直接予算を要求。

##### ■ 区提案予算制度

- 区民から寄せられたアイデア、要望が市政に反映できるよう、区が所管部局に予算要求(編成)を求めることができる制度を創設。



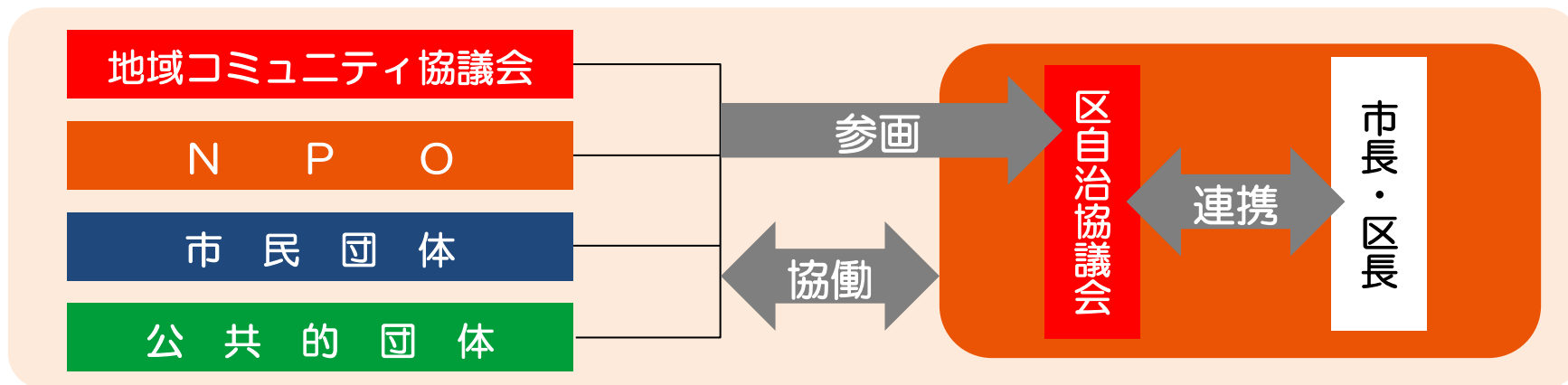
## ■ 住民自治の確立

### 1 区自治協議会の設置

- 市民と行政の協働によって、住民自治の推進を図るために、地方自治法に基づき各区に設置。

### 2 地域コミュニティ協議会の結成

- 市民が主体となって地域課題に取り組んでいくことを目的に、小学校区単位を基本として全市域に地域コミュニティ協議会を結成。（平成27年4月現在 99）



# 分権型政令市に向けた取組

---



## ■ 政令市移行後5年の検証

政令市移行後5年を経過した  
政令市にいがたの成果や課題を検証

内部検証

政令市にいがたのあり方検討委員会（外部有識者）

■ 内部検証への意見

■ あり方に関する提言

（平成24年11月）

本市にふさわしい自治の実現に向けた検討の視点  
「地域内分権」、「住民参画」、「教育委員会」



# 分権型政令市に向けた取組

## 【参考】政令市にいがたのあり方に関する提言

### ■ 政令市にいがたの都市像と拠点化戦略

- 個性的で持続可能な暮らしやすい大都市として、世界の大都市モデルとなるような力強い都市像を示すこと
- 東日本大震災で再認識された本市の拠点機能、バックアップ機能を今後も強く打ち出すこと
- これまでの取組を発展させ、都市としての成長を市民が実感できるよう具体的な工程を示した戦略を示すこと
- 他の自治体との都市間連携・広域ネットワークを構築すること

### ■ 行政区による主体的なまちづくりと分権型政令市としての組織戦略

- 各行政区・区役所が主体となった魅力あるまちづくりを進め、地域の独自性を発揮していくこと
- 区役所と本庁の役割・機能の再整理、そのうえでの区役所への権限・財源の一層の移譲、各区が協議・調整できる仕組みづくりが重要であること
- 住民自治強化の観点から、区長の選任など、区政・区役所運営のあり方を検討すること
- 教育委員会など行政委員会についても、区役所への分権化に対応した形で再編を検討すること

### ■ 市民が主役となる自治の実現

- 区自治協、地域コミ協、NPOなどの役割がますます重要になるとの認識のもと、地域活動や住民自治の責任ある担い手の育成、ノウハウを蓄積できる環境づくりが必要であること
- 市民が参画する領域の拡充や、担い手づくりのため、市民が市政参画・協働の経験を通して学び合う場を提供すること

### ■ より個性的で魅力のある、暮らしやすいまちづくりへの挑戦

- 政令市移行時に事務・権限が移譲され、本市が一元的に行政サービスを提供できるようになったことによる効果については、一定の評価
- 今後も、自立度の高い市政運営を実現し「さらなる効果」を市民が実感できるようにすること
- 本市がより個性的で魅力ある、暮らしやすいまちを目指し、特区制度なども活用して、様々な分野で本市が最先端都市となり、その姿を内外に示していくこと



# 分権型政令市に向けた取組

## ■ 本市にふさわしい自治の実現に向けて

～地域(区)における自治の深化に向けた検討の視点～（平成24年12月）

### 地域内分権

#### 行政区による主体的なまちづくり

- 区役所に**権限と財源をさらに移譲**
- さらに大きくなる区役所の**監視機能体制**

### 住民参画

#### 市民が主役となる自治の実現

- **地域コミュニティ協議会**のさらなる活性化
- **区自治協議会**や**区選出議員**を中核に区政への**住民参加再構築**

### 教育委員会

#### 地域で教育に責任を持てる体制の構築

- それぞれの地域で最適な**学・社・民の融合**による教育
- 学校区における**地域と学校の連携**

区  
政  
の  
創  
造





# 分権型政令市に向けた取組

## ■ 本市にふさわしい自治の実現に向けて ～自治の深化に向けた制度の選択肢(案)の提示～(平成24年12月)

### 区長

1. 公募
2. 議会同意を得て選任する特別職 **地**
3. 公選 **地**
4. 現行どおり

### 議会

1. 区を単位とする常任委員会の設置 **地**
2. 上記を発展した意思決定の場を設置
3. 現行どおり

### 教育委員会

1. 教育委員会の充実
  - ・全区に教育事務所
  - ・教育委員に担当区
  - ・区に教育委員会 **地**
2. 生涯学習等の市長部局への移管
3. 教育委員会の必置の見直し
4. 現行どおり



## ■ 自治の深化に向けた制度の優先順位を提示

(平成25年3月)

### 区の役割強化に伴う「区長の選任方法」

**1. 公募** 希望者を募集し選考により市長が任命

2. 議会同意を得て選任する特別職

3. 公選

- ・ 選択肢として確保
- ・ 法改正が必要なため  
制度改正提案

### 教育にさらに責任を持てる「教育委員会のあり方」

**1. 担当区制** 教育委員を増員し担当区を定める

2. 区に教育委員会

3. 必置の見直し

- ・ 選択肢として確保
- ・ 法改正が必要なため  
制度改正提案

※ 議会のあり方については、市が優先順位を提示するべきではない



## ■ 自治の深化に向けた取組（平成25年度～）

### 区役所の権限・組織（行政区による主体的なまちづくりの実現）

- 各区が主体となった魅力あるまちづくりの一層の推進
- 新しい視点・発想によるリーダーシップの発揮
- 区役所・市役所の連携による区政・市政運営

### 区民との協働（市民が主役となる自治の実現）

- 区政・市政への多様な意見の反映
- 区自治協議会とのさらなる協働の推進
- 地域コミュニティ協議会とのさらなる協働の推進

### 教育委員会（子どもに身近な地域で教育に責任を持てる体制の構築）

- 教育委員会が説明責任を果たせる体制の構築
- 地域との連携による教育の推進



## ■ 自治の深化に向けた取組（平成25年度～）

### 区役所の権限・組織（行政区による主体的なまちづくりの実現）

#### ■ 各区が主体となった魅力あるまちづくりの一層の推進

##### 区の財源強化

- 特色ある区づくり予算について、各区20,000千円の基礎部分に加え、人口・面積を指標として算定した額を上乗せして配分（8区合計40,000千円。3,000～8,000千円）。【26年度】  
3年を限度としていた各事業については、地域の実情を踏まえ、評価・検証を行った上で、3年を超えて継続することを可能にした。【26年度】
- 区提案予算制度について、要求スキームを見直し、区長会議で優先度などの検討を行い、その結果を踏まえ、予算編成において区の意向がより反映されるよう制度を変更。【25年度】  
区が独自事業を提案できる仕組みを設け、財務部への直接要求を可能にした。【25年度】
- 道路関係予算について、各区への配分方法を見直し、より区の実情にあった予算執行が可能となるよう、人口・道路面積等を指標として算定した額を配分することとした。【27年度】

##### 区の権限強化

- 区長専決権限の付与、区長への委任事務の整理・拡充。【26年度】  
〔 専決事項:3億円未満の工事執行, 宿泊を伴う出張命令等の服務  
委任事務:引続き区域内に住所を有する証明, 地縁団体の許可・印鑑登録 〕

##### 区の体制強化

- 課の再編成・名称変更権限を区長に付与（従前は、課未満の再編成権）。【26年度】



# 分権型政令市に向けた取組

## ■ 自治の深化に向けた取組（平成25年度～）

### 区役所の権限・組織（行政区による主体的なまちづくりの実現）

#### ■ 新しい視点・発想によるリーダーシップの発揮

##### 公募区長の登用

- 4区において、庁内外から意欲ある人材を区長として公募し、採用・配置（任期3年）。【26年度】
- 庁外からの公募区長には、専任の副区長を配置。【26年度】

＜公募区長の登用＞（庁外2名、庁内2名）

- 北 区：【庁外】国家公務員：【提案施策】稼げる農業推進事業，保安林を活用した新産業創出事業
- 秋葉区：【庁内】部長級職員：【提案施策】まちなかの魅力創出事業
- 西 区：【庁内】部長級職員：【提案施策】新潟海岸（関屋分水～新川）飛砂対策事業
- 西蒲区：【庁外】県立高等学校校長：【提案施策】地域人材活用事業，食の銘産品PR事業，障がい者の就労に向けた多元的な支援事業

#### ■ 区役所・市役所の連携による区政・市政運営

##### 区・市の連携強化

- 従前の「区長連絡会議」を「区長会議」に改め、区を経営する視点から議論する場として機能を強化。【25年度】 また、「区長会議」の設置根拠を要綱から規程に位置付けを変更。【26年度】
- 区・市間の連絡調整を円滑にすること等により、本市にふさわしい区政の実現を図ることを目的に「区における総合的な行政運営の推進に関する規程」を制定。【26年度】



## ■ 自治の深化に向けた取組（平成25年度～）

### 区民との協働（市民が主役となる自治の実現）

#### ■ 区政・市政への多様な意見の反映

##### 市長とコミ協との懇談会

- 市の重要施策にかかる懇談会を継続的に開催（2～3回／年）【25年度】
  - ◆ 25年度：3回（新バスシステム、自治の深化、2014年市の取組）
  - ◆ 26年度：2回（次期総合計画、政令市にいがたマニフェスト2014）

##### 区長との意見交換の場の充実・拡大

- コミ協との意見交換に加え、多様な区民との意見交換の場を設けるなど、機会を拡大。【26年度】

##### 協働の外部評価

- 他政令市との比較で、協働の現状を評価。結果をもとに職員の協働意識を啓発。【26年度】

##### <評価の概要>

- 「市民からの提案の受け止め」、「協働事例の評価・ふりかえりにもとづく制度の改善」、「審査機関への市民の参画」、「NPO等の情報の整備・公開」などの点から評価。6点満点中3.61点で政令市平均点を1.2点上回る。課題として、審査機関や指定管理者選定等に係る公募委員が不足していることなどが挙げられる。



## ■ 自治の深化に向けた取組（平成25年度～）

### 区民との協働（市民が主役となる自治の実現）

#### ■ 区自治協議会とのさらなる協働の推進

##### 自治協活動の支援策

＜地域とともに今後の区自治協議会のあり方も含めた新たな支援方法を検討＞

- 区自治協議会会長会議の意見や、区自治協議会会長経験者らの意見なども踏まえ、各区自治協議会で検討。
- コミ協、公共的団体、学識経験者、公募などの自治協委員のうち、コミ協選出委員のみ2回まで再任可とし、また、部会も費用弁償の対象にすることとして、区自治協議会条例を改正。【26年度】

##### 自治協提案予算の弾力的運用

- 区内の地域活動団体を対象に、自治協がテーマを設定し、地域活動団体から事業募集することや、自治協と地域活動団体が協働で事業を実施することが可能となるよう運用を変更。【26年度】

##### 自治協活動の周知強化・自治協委員研修会の充実

- 自治協広報紙を全区で発行するための予算を確保。【26年度】
- 自治協委員の任期を通じた研修カリキュラムを作成し、段階的なレベルアップを支援。【27年度】



# 分権型政令市に向けた取組

## ■ 自治の深化に向けた取組（平成25年度～）

### 区民との協働（市民が主役となる自治の実現）

#### ■ 地域コミュニティ協議会とのさらなる協働の推進

##### コミ協活動の支援策

＜地域とともに今後のコミ協のあり方も含めた新たな支援方法を検討＞

- 「地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討委員会」において「位置付け明確化」、「基盤強化・活動支援」、「他組織と協力」の観点で検討。

- 自治基本条例の改正及びコミ協に関する要綱の制定により、コミ協の位置付け・役割及び市からの支援を明確化。【26・27年度】  
（自治基本条例に「地域コミュニティ協議会」を明記。要綱で「市が期待する役割」などを明確化。）
- 26年度の地域活動補助金の試行状況などを踏まえ、新たな支援策を実施。【27年度】

事業名	事業概要
コミ協運営体制の強化（拡充）	事務局員の雇用などができるよう、運営補助を拡充し、自立に向け支援。
地域活動補助金（拡充）	地域課題解決を図る活動に対する補助金。性質別に補助率を設定（重点：10/10、地域活性化：3/4、地域交流1/2等）。
コミ協と地域の連携・活性化事業（新規）	認知度向上のためのパンフレット作成。経理・法務等専門セミナーの実施。





# 分権型政令市に向けた取組

## ■ 自治の深化に向けた取組（平成25年度～）

### 教育委員会（子どもに身近な地域で教育に責任を持てる体制の構築）

#### ■ 教育委員会が説明責任を果たせる体制の構築

##### 教育委員の増員・担当区制

- 教育長を除く教育委員を8人体制とし（3人増員）、2人1組で2つの区を担当。「北・秋葉区」、「東・西蒲区」、「中央・南区」、「江南・西区」の4班編成。【26年度モデル実施、27年度本格実施】

##### 教育支援センターの設置

- 北・江南・秋葉・南・西蒲の5つの区に設置していた教育事務所の業務（教育相談、就学支援など）に新たな機能（地域との連携業務、区担当教育委員に関する業務）を加え、教育支援センターとして全区に設置。各区地域課執務室内などに設置し、教育委員会と区役所との連携強化を図り、地域との連携による教育を推進。【26年度】

#### ■ 地域との連携による教育の推進

##### 区教育ミーティング、中学校区教育ミーティング

- 区ごとに、区担当教育委員と自治協委員を対象として区教育ミーティングを開催。全市で年16回開催（年2回／区）。教育委員会制度や地域と学校の連携などについて意見交換。【26年度モデル実施、27年度本格実施】
- 中学校区ごとに、コミ協、保護者、学校関係者などを対象として中学校区教育ミーティングを開催。各区3～4校／年として開催。地域と学校の連携などについて意見交換。【26年度モデル実施、27年度本格実施】